

うるま市「移動支援事業」

★移動支援事業って？

「移動支援事業」とは、屋外での活動に困難のある障がい者・児について外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

★どんな人が利用できますか？

うるま市在住の障がい者（児）であって、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に支援を要する方が対象となります。

★どんなことに使えるの？

金融機関への外出・公的行事への参加・本人同伴による生活必需品の買い物・冠婚葬祭など、社会生活上必要不可欠な外出や、レジャーなどの余暇活動や社会参加のための外出に利用できます。

★申し込み方法は？

うるま市役所 障がい福祉課（本庁）1階10番窓口で申請手続きを行ってください。

※ 申請に必要なもの（申し込みの際にご持参ください）

- ① 障がい者手帳
- ② 公的年金を受給している方は年金額の分かる書類・通帳の写し等
- ③ 特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当を受給している方は手当額の分かる書類・通帳の写し等
- ④ 生活保護を受けている方は保護証明書

所得区分に応じて月の利用者負担額の上限が定められています。

★利用できる事業所は？

うるま市と契約した事業所の利用になります。

※事業所のご案内は申請時に行います。

★いつでも利用できるの？

基本的には毎日利用できます。

時間帯は8時から21時までの間を基本とします。

★利用料はいくらですか？

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯の人で障がい者又は障がい児の保護者の年収が80万円以下の者	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯の人で低所得1に該当しない者	24,600円
一般	上記以外	37,200円